

教育職員の働き方改革取組指針（福岡県立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画）『概要版』

1 指針について

（１）本指針の位置付け

本指針は、福岡県教育委員会及び県立学校が実施する「教育職員の働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体の取組等を示すものです。また、本指針に掲載する目標、県立学校に対する取組については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条により服務監督教育委員会が定める業務量管理・健康確保措置実施計画に位置付けるものとします。

なお、本指針は市町村（学校組合を含む。以下同じ。）教育委員会及び市町村立学校においても、「教育職員の働き方改革」に向けて取り組んでいただきたい内容を示したものです。

福岡県教育委員会は、市町村教育委員会に対して、本指針を踏まえ、県と同様に働き方改革に取り組むよう働きかけるものとします。

（２）本指針の趣旨・目的

教育職員の働き方改革は、教育職員の長時間勤務を改善し、次のことを実現することを目的とする。

- ① 教育職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを感じながら働くことができる環境を整備すること
- ② 「教育職員が子どもや自分と向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること

2 目 標

<時間外在校等時間に関する目標>

- ・ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均を30時間程度とする（令和11年度までに）

【教育職員個人の時間外在校等時間の上限】

- ・ 教育職員の時間外在校等時間を月45時間以内とする
- ・ 教育職員の時間外在校等時間を年360時間以内とする

※ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合を除く。

<ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標>

- ・ 1年間における教育職員の年次休暇取得日数を平均で18日以上とする

3 対象期間

本指針の対象期間は、国の指針において令和11年度までの教育職員の時間外在校等時間削減目標を掲げていることを踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4 具体的な取組について

次の4つの観点で、23の取組を実施します。

〈4つの観点〉

- (1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保、(2) 業務改善の推進、
(3) 部活動の負担軽減、(4) 教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

(1) 教育職員の意識改革・健康及び福祉の確保

① 働きやすい職場環境の整備

- 取組内容・・・働きやすい職場環境を整備し、教育職員のメンタルヘルス対策を充実させることで、職場での教育職員同士のコミュニケーションの円滑化を図ります。

(実施主体：教育委員会・学校)

- ストレスチェックや衛生委員会の実効性を高めるため、管理職向けの労働安全衛生管理に関する研修等の充実を図ります。
- 教育職員のためのメンタルヘルス相談事業について、引き続き周知を行い、メンタルヘルス不調を未然に防止するための支援を行います。

② 健康管理の実施

- 取組内容・・・教育職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、教育職員の健康管理について取り組みます。(実施主体：教育委員会・学校)

- 年次休暇等使用計画表の作成や学校閉庁日の設定、10日以上連続休暇の取得促進などにより、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。
- 勤務間インターバル制度の周知に取り組むとともに、勤務時間を管理するシステムを活用してインターバルが確保できていない者に対し注意喚起を行います。
- 1か月当たりの時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員のうち、所属長が必要と認める者等に対して、医師による面接指導を実施します。

③ 管理職の意識改革（研修・人事評価の見直し）

- 取組内容・・・管理職に対して長時間勤務の改善についての研修を実施し、また、校長の長時間勤務の改善に係る取組を適正に評価します。(実施主体：教育委員会)

- 管理職研修において、長時間勤務の改善の取組についての研修を実施します。
- 校長による長時間勤務改善の取組を業績評価において適正に評価します。

④ 働き方改革に関する好事例の収集・共有

- 取組内容・・・働き方改革に関する好事例の収集・共有等を推進します。

(実施主体：教育委員会)

- 各学校における勤務実態を把握することに加えて、好事例の収集を行い、定期的に各学校へ紹介します。
- 各学校が「取組事例」を参考にしながら自校の取組状況を確認し、更なる取組の検討・実行に向けて活用できるよう支援します。

⑤ 定時退校日の設定

- 取組内容・・・定時退校日を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、定時退校日を毎週1日以上とします。
- 原則として、毎週水曜日を定時退校日とします。ただし、学校の実情により、これにより難しい場合は他の曜日に変更することも可能とします。

⑥ 学校閉庁時刻の設定

■ 取組内容・・・学校閉庁時刻を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くならないよう、学校を閉庁する時刻を設定します。(設定の目安 全日制 20時 ※ 学校の実情に応じて設定)

⑦ 学校閉庁日の設定

■ 取組内容・・・学校閉庁日を設定します。(実施主体：学校)

- 県立学校において、長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。また、日頃の年休取得だけでなく、年間を通して連続休暇を取得できる職場づくりを進めます。
- 各学校の実情に応じて、年間最低4日(平日)を目安に設定します。
※設定例 夏季休業期間中(8月13日～16日の平日)、冬季休業期間中(12月27日、28日、1月4日、5日の平日)

(2) 業務改善の推進

① 業務の効率化

■ 取組内容・・・個人・学年・校務分掌・学校等の単位で、それぞれ業務の効率化を進めます。 (実施主体：教育委員会・学校)

- 個人・学年・校務分掌・学校等の単位で、会議や学校行事等の実施時間及び準備期間(打合せ等を含む)について、その必要性を精査し、簡素化や統合を進めるなど、原則見直しを行い、「公立学校における教職員の働き方改革推進ハンドブック」等を参考に業務改善を実施します。【3分類⑰関係】
- 県立学校における学校徴収金については、口座振替等を活用し、基本的に教育職員が関与しない方法で行います。【3分類③関係】
- 県立学校の指定物品購入や修学旅行費の徴収・管理など、必ずしも学校を通して行う必要のない業務について、外部委託の検討も含め絶えず見直しを行います。【3分類③関係】
- 民間企業と連携し、民間企業での業務効率化ノウハウを取り入れるモデル校での実践について検討を進めます。【3分類⑰関係】

② 授業準備等の支援

■ 取組内容・・・学校運営・授業準備に活用できる情報の提供、共用等を推進します。 (実施主体：教育委員会・学校)

(県立学校の取組例)

- 教材の共同開発・共用等を校内で推進し、授業準備の効率化を図ります。また、必要なネットワーク環境を整えるとともに、研修会を実施し、取組の理解促進を図ります。【3分類⑮関係】
(市町村立学校に対する支援例)
- 県教育委員会ホームページに各種資料のページを開設し、児童生徒の指導に係る資料や最新の調査研究等の教育情報を掲載することで、教育職員の教材研究等の指導に係る負担を軽減します。
特に、学力向上に係る指導資料については、継続的に資料の配布を行い、情報提供に努めます。

③ 学校のＩＣＴ化

- 取組内容・・・ＩＣＴの活用により業務の効率化を進めます。(実施主体：教育委員会・学校)
(県立学校の取組例)

- 生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理する「統合型」校務支援システムの活用により各学校の校務を標準化し、業務の効率化を進めます。【３分類⑩関係】
- 「デジタル採点システム」の活用により採点業務の効率化を進めるとともに、分析機能を活用して個に応じた指導や生徒の理解度に応じた授業改善に伴う業務負担の軽減を図ります。【３分類⑩関係】
- 教育職員間の情報共有のための学校用グループウェア及び校外の関係者との情報共有のためのメール連絡網の活用により、校務の効率化を推進します。
- 学習活動における、教育職員の効果的なＩＣＴ活用に向け、ＩＣＴ支援員などの外部専門スタッフを配置することで、活用にあたって生じる新たな業務の負担軽減を図ります。【３分類⑦⑧⑮関係】
- 学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化を推進します。
- 高等学校入学者選抜の出願に関する一連の手続をオンライン化する「WEB出願システム」により、入試業務を効率化します。【３分類⑩関係】
- 校務用端末(職員室固定)と学習指導用端末の１台化やロケーションフリーでの校務を可能とするネットワーク環境の整備を検討し、業務効率の向上を推進します。【３分類⑧⑮⑯関係】

(市町村立学校に対する支援例)

- 県内の好事例を収集するとともに以下の資料をホームページに掲載することで普及を図り、業務の改善と効率化を進めます。
 - ・学校における働き方改革の進め方 ～みんなにとっての「いいね!」を実現するために～
 - ・学校における働き方改革の進め方 ～ICT活用編～

④ 調査の削減

- 取組内容・・・学校・市町村教育委員会等に対する調査を見直します。(実施主体：教育委員会)
- これまでの見直しに加えて、学校、市町村教育委員会等に対する調査を継続的に見直します。【３分類⑥関係】

⑤ 事業の削減

- 取組内容・・・教育委員会が実施する事業を見直します。(実施主体：教育委員会)
- 教育職員の負担軽減、事務の効率化などの観点から、事業の見直しを継続的に実施します。

⑥ 教育職員の成長を支える研修等の充実

- 取組内容・・・研修の体系化を進め、見直します。(実施主体：教育委員会)
- 研修の体系化を進め、教育職員の負担軽減という観点も含め、基本研修・管理職研修の見直しを実施します。
 - 個々の教育職員がキャリアや課題に応じて研鑽が行えるよう動画等コンテンツの充実を図り、効果的・効率的な研修を推進します。
 - 校長に求められる資質能力を示す「校長指標」に働き方改革の視点を明記し、必要な研修を実施します。

(３) 部活動の負担軽減

① 部活動休養日の設定

- 取組内容・・・部活動休養日を設定します。(実施主体：教育委員会・学校)
- 各学校の実情に応じて、全県立学校で部活動休養日を設定します。【３分類⑬関係】
 - 部活動休養日に活動する場合は、必ず他の曜日に部活動休養日を設定します。【３分類⑬関係】
 - 部活動休養日を含む活動計画等を学校のホームページに掲載する等、生徒、保護者、部活動指導員(外部指導者含む。)、地域、学校利用者等に周知します。【３分類⑬関係】
 - 教育職員や生徒の負担過重にならないよう、参加する大会や練習試合等を精選します。【３分類⑬関係】

② 部活動指導員の配置

■ 取組内容・・・部活動指導員を配置します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 中・高等学校（中等教育学校含む。）は、原則、学校休業日（週休日、休日、長期休業中）の活動に、特別支援学校は平日の活動に配置します。【3分類⑬関係】
- 県教育委員会は部活動指導員に対して研修会を開催します。【3分類⑬関係】

（県立学校における課外授業について）

■ 見直しの方向性

- ① 各学校において課外授業の位置付けを明確化するとともに、実施の在り方（時間、内容等）を見直します。
- ② 各学校において生徒・保護者のニーズを踏まえ、新たな学習サービスの活用も含め、効率的かつ効果的な課外授業の在り方について多角的に検討します。

（４）教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等

① スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用

■ 取組内容・・・スクールカウンセラー、特別支援教育支援員等の活用を促進します。

（実施主体：教育委員会・学校）

- いじめ・不登校等、学校現場の様々な課題については、その要因が多様化・複雑化して学校（教育職員）だけではその解決が困難になっています。
県教育委員会では、学校（教育職員）が困難な課題を抱え込むことのないよう、教育職員以外の心理や福祉等の専門家（専門スタッフ）を学校に配置・派遣し、専門スタッフ等と連携・分担する体制を整備しチームとしての学校機能を強化します。【3分類⑭⑮⑯関係】

（校務の平準化について）

専門スタッフだけでなく、学校で働くスタッフ全員で、一部の教育職員に負担が集中する状況の解消に向けた取組を進めます。

（取組例）

- ・ 児童生徒の休み時間における見回り等安全対策については、教育職員以外の職員等と連携して実施【3分類⑪関係】
- ・ 県立特別支援学校における給食時の対応については、栄養教諭・学校栄養職員等との連携及び障がいの程度等に応じた特別支援教育支援員の配置などにより学級担任の負担を軽減【3分類⑭関係】 など

② 弁護士（スクールロイヤー）による学校サポート

■ 取組内容・・・県内4地区での弁護士を活用した学校支援体制を構築します。(実施主体：教育委員会)

- 学校等が弁護士（スクールロイヤー）へ相談し助言を得る体制を整備します。【3分類⑤関係】
- 学校の代理人として協議の場に弁護士（スクールロイヤー）が同席する体制を構築します。【3分類⑤関係】

③ 事務職員の機能強化・学校運営への参画

■ 取組内容・・・事務職員の機能強化、学校運営参画の取組を研究・推進します。

(実施主体：教育委員会)

(県立学校)

- 教職員支援機構が開催する中央研修へ、将来のリーダーとなりうる事務職員を派遣し、学校運営への参画に関する研修を受講させます。
- 事務職員の事務機能の強化及び業務改善に係る具体的・先進的な取組について、研修会等の場で情報共有を図ることにより、事務職員の学校運営参画を促します。
- 教育職員以外が積極的に参画すべき業務については、国の予算措置等の動向を注視しながら、事務職員による実施を研究します。【3分類⑥⑦⑧⑨関係】

(市町村立学校)

- 共同学校事務室の設置を推進し、学校運営体制の強化を図ります。
- 事務職員の職務を明確化し、事務職員がその専門性を生かし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを推進します。

④ 保護者・地域等との連携・協力強化

■ 取組内容・・・教育職員の働き方改革の取組について保護者・地域住民に理解してもらえるように、取組等の周知を図るとともに、地域と連携して児童生徒の支援を行います。(実施主体：教育委員会・学校)

- 保護者向けチラシ（リーフレット）を作成し配布します。【3分類②関係】
- 地域住民の協力のもと、不登校児童生徒の居場所（サポートスポット）を設置する市町村を支援します。

⑤ コミュニティ・スクールの推進

■ 取組内容・・・コミュニティ・スクールの導入促進と運営充実を支援します。

(実施主体：教育委員会・学校)

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域の適切な役割分担により、教育職員が子どもや自分と向き合う時間を確保し、教育効果を高めるために、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入促進と運営充実を図ります。【3分類④関係】

⑥ 地域学校協働活動の推進

■ 取組内容・・・地域学校協働活動を推進します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 地域と学校の連携のもと、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で学び合い、未来を担う子どもたちの成長を支え合う地域をつくる取組となる「地域学校協働活動」が進められており、県教育委員会でもこの取組を推進しています。【3分類①④⑪⑫関係】

⑦ 地域等と連携した登下校時等の安全対策の推進

■ 取組内容・・・通学路における安全確保、安全対策を推進します。(実施主体：教育委員会・学校)

- 小・中学校等において、教育職員の負担軽減も踏まえ、地域、学校、関係機関の連携のもと、通学路における安全確保、安全対策を推進します。
- 学校警察連絡協議会において、教育委員会・学校・警察等間における情報連携や行動連携を充実させ、児童生徒の健全育成を図ります。【3分類②関係】

⑧ 校舎等施設・設備の管理負担軽減

■ 取組内容・・・施設・設備の管理について負担軽減を図ります。(実施主体：教育委員会・学校)

- 学校のプールについて、自動で給水を止めるためのシステムの導入など、一部の職員に責任や負担が集中しない環境の整備を研究します。【3分類⑨関係】
- 休日等の県立学校体育施設開放について、鍵の管理等における教育職員以外が担う体制の整備を研究します。【3分類⑨関係】
- 校舎の開錠・施錠について、機械警備により当該業務の効率化を図るなど、一部の職員に負担が集中しない環境を整備します。【3分類⑩関係】
- 校内清掃について、実施回数や範囲の合理化等により、教育職員の負担軽減を促進します。【3分類⑫関係】